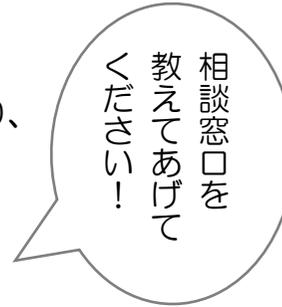


もし、あなたが相談を受けたら

「暴力をふるう方が悪い」、「被害者に責任はない」ということを忘れないでください。
そして、次のようなことに気をつけてください。

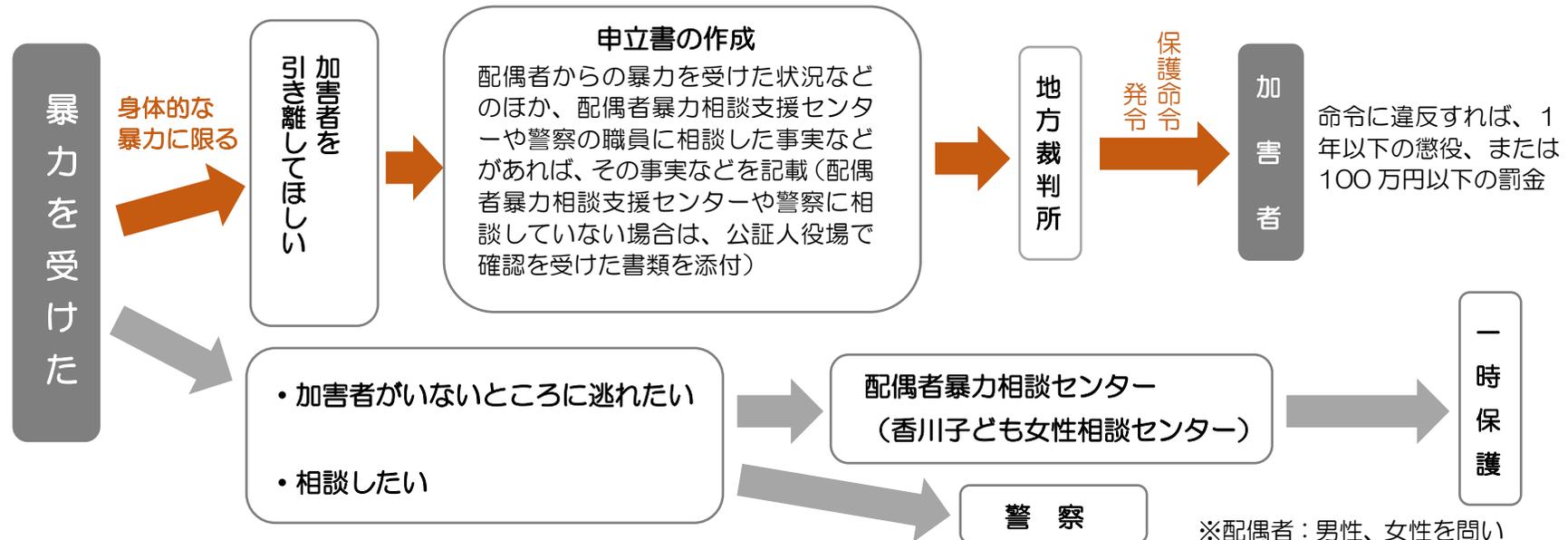
- 「あなたは悪くない」と伝える
- 相談者の話をしっかり聴いてあげる
- 「あなたにも原因があるのでは」「子どもの幸せも考えて」などと、批判したり、モラルを押し付けたりする発言は絶対にしない
- 相談者のプライバシーを守る
- 警察や、女性を支援するための相談機関について正確な情報を提供する



※

<DV 防止法の流れ>

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」
（平成 13 年 10 月 13 日施行、平成 26 年 1 月 3 日改正法施行）



※配偶者：男性、女性を問いません。事実婚や元配偶者も含まれます